刑務A（社会人）北海道地域 刑務A（社会人）東北地域 刑務A（社会人）関東甲信越静地域 刑務A（社会人）関東甲信越静地域 刑務A（社会人）東海北陸地域 刑務A（社会人）近畿地域 刑務A（社会人）中国地域 刑務A（社会人）四国地域 刑務A（社会人）九州地域	
刑務B北海道地域 刑務B東北地域 刑務B関東甲信越静地域 刑務B東海北陸地域 刑務B近畿地域 刑務B中国地域 刑務B九州地域 刑務B（社会人）北海道地域 刑務B（社会人）関東甲信越静地域 刑務B（社会人）東海北陸地域 刑務B（社会人）近畿地域 刑務B（社会人）中国地域	札幌市、福島市、栃木市、岐阜県羽島郡笠松町、和歌山市、岩国市、高松市、鳥栖市、那覇市
刑務A（武道）北海道地域 刑務A（武道）東北地域 刑務A（武道）関東甲信越静地域 刑務A（武道）東海北陸地域 刑務A（武道）近畿地域 刑務A（武道）中国地域 刑務A（武道）四国地域 刑務A（武道）九州地域 刑務A（武道）沖縄地域	札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、堺市、広島市、高松市、福岡市、南城市
刑務B（武道）北海道地域 刑務B（武道）東北地域 刑務B（武道）関東甲信越静地域 刑務B（武道）東海北陸地域 刑務B（武道）近畿地域 刑務B（武道）中国地域 刑務B（武道）九州地域	札幌市、福島市、栃木市、岐阜県羽島郡笠松町、和歌山市、岩国市、鳥栖市

9　最終合格者発表　平成24年11月27日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分（地域試験の区分を含む。）ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　郵送又は持参による申込みの場合

①　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、次に掲げる人事院各地方事務局及び沖縄事務所のほか法務省各矯正管区、各刑務所、各医療刑務所、各少年刑務所、各拘置所並びに大島拘置支所及び那覇拘置支所において交付する。

（名　称）	（所在地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６－30
人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１－17－33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２－11－１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１－15－15

②　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に必要事項を記入し、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に提出すること。

申し込むことができる地域試験は一つに限る。

なお、受験の申込みの受理後における地域試験及び試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更を認める。

（第１次試験の試験地）	（申込先）		
札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市	法務省札幌矯正管区	〒007―0801	札幌市東区東苗穂１－２－５－５
青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市	法務省仙台矯正管区	〒984―0825	仙台市若林区古城３―23―１
ひたちなか市、宇都宮市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市	法務省東京矯正管区	〒330―9723	さいたま市中央区新都心２－１
岐阜市、名古屋市、金沢市	法務省名古屋矯正管区	〒461―0011	名古屋市東区白壁１―15―１
京都市、堺市、明石市、和歌山市	法務省大阪矯正管区	〒540―0008	大阪市中央区大手前４－１－67
鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市	法務省広島矯正管区	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
徳島市、高松市、東温市、高知市	法務省高松矯正管区	〒760―0033	高松市丸の内１－１
福岡市、北九州市、鳥栖市、諫早市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市	法務省福岡矯正管区	〒813―0036	福岡市東区若宮５－３―53
那覇市、南城市	沖縄刑務所	〒901―1514	南城市知念字具志堅330

③　申込受付期間　平成24年７月30日（月）から８月７日（火）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）。

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成24年８月７日（火）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。